

市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ

1．行政と市民の関係をめぐる下関市の現状

（１）下関市の現状

< 市民意識・民度等 >

- ・ エゴかどうかは周りが判断することではないのか
- ・ 最初からエゴがでるということを懸念していたら先に進まないのではないか。
- ・ 条例は住民のエゴばかりが反映される場ではない
- ・ 京都市は古くから住民自治のような考え方があり、民度が高いが、京都と下関では民度が違う（役人まかせの機運がある）
- ・ 下関市は市民意識が低いと感じられる場合がある

< 行政と市民との関係 >

- ・ 市民ニーズの多様化に行政が対応できない
- ・ 地域社会の崩壊
- ・ 現在は行政に依存しすぎであり、脱却を図るため
- ・ 行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきている

2．市民活動の新たな動き

< ボランティアや NPO 等 >

- ・ 民度が低いというが NPO などができてきている
- ・ 我々の団体は市民参加に関する報告をまとめている
- ・ 下関は市民活動が盛んであるが、ネットワーク化されておらず、情報発信・情報交換が不足している
- ・ 社会福祉協議会は、現在団体の情報も盛り込んだ冊子を作り、ネットワーク化に力を入れている
- ・ 女性団体ネットワークを作った
- ・ 縦割り行政の隙間を埋めるものが NPO 等である（再掲）
- ・ 市民参加により施設を動かしてきた例がある（再掲）

3．現在の市民参加の為の施策

- ・ 市民の意見を広く集める（ふれあいティータイム、Eメール、ハガキ）

- ・ 政策立案時に市民の意見を聞く
- ・ (アンケート、意見の公募、審議会等の設置、ワークショップ)
- ・ 政策実行時に市民の参加や協働を求める(市民活動団体への委託、ワークショップ)
- ・ 施策の評価(行政評価システム)
- ・ 情報の公開
- ・ 審議会の公募
- ・ 市民活動団体への支援

4. 課題～市民参画型行政への道筋

(1) パートナーシップの確立に向けて

<協働・パートナーシップ>

- ・ パートナーシップとは市民が一定の公共サービスを担うということであり、このことを盛り込むべきであるかどうかを考えなければならない
- ・ デンマークでは企業と行政のパートナーシップを行なっている。フィンランドでは、地球温暖化に対して、市民と行政の間のパートナーシップが大事であると考え、市政のあらゆる場面で市民と行政がパートナーシップを行なう事が条例に書かれている。
- ・ 一人一人がそれぞれ身近なところで参画していけるようにならないといけない(再掲)
- ・ 条例の中で協働をどのように盛り込むのか、その範囲はどうするのか
- ・ 今回の条例は、パブリックに対してどのように市民が関わっていくかということであり、その中で市民も成熟していかなければならない。これまでの行政の中では、市民が行政を評価する目とかが育っていない。
- ・ 市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場を設けるべきである(再掲)
- ・ 市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場は必要である(再掲)
- ・ 条例の中で市民活動団体と行政各部局との協働の場・話し合う場を考えられないか(再掲)

(2) 市民参画条例(仮称)について

<市政への参画>

- ・ 根本的に政策の形成・実施・評価に市民が参画していくということを条例の中にしっかり入れていくべきである

- ・ 一人一人がそれぞれ身近なところで参画していけるようにならないといけない
- ・ 市民活動団体と行政各部署との協働の場・話し合う場を設けるべきである（再掲）
- ・ すでに決定していることに対して参画するケースが多いのではないのか。出発点からも参画できるケースがあるのか。

< 仕組み作り >

- ・ 市民活動の支援を行う仕組みづくりが必要なため
- ・ 市民参加の仕組みが必要になると思われるため
- ・ 市民のニーズをどのように条例に反映させたらよいのか難しい。
- ・ 福祉も地域が大きなウェイトを占め始めており、その他の分野でも市民参加の仕組みが必要になると思われるため
- ・

< 役割分担の明確化 >

- ・ 市と NPO 等との役割分担が必要であると思われるための条例ではないか
- ・ 行政と市民の役割をはっきりさせた方がよい
- ・ すでに決定していることに対して参画するケースが多いのではないのか。出発点からも参画できるケースがあるのか。これらは、市と市民との役割を明確にしていくことが大事ではないのだろうか。市民が行政と関わる上で、指針となるものがよい。
- ・ 縦割り行政の隙間を埋めるものが NPO 等であり、役割分担が必要であると思われるため

< ルール作り >

- ・ 市民参画条例は、市民が行政とどのようにかかわっていくかではなく、自分達が自分達の街を作っていく上で、どのように行政と話し合っていくなかで、それぞれの立場を条例を介して理解できるようになるという代物ではないだろうか。
- ・ 市民参画条例は、市民と行政がお互いを理解する為の基準のようなものではないか。
- ・ 自分達がどう自分たちの町を作っていくかを考えた上で、行政とどのようにそれぞれの立場で話し合うことである。
- ・ 行政と市民とが同じテーブルで話合う時に、お互いの共通認識として条例が必要なのかもしれない。

< 市民意識の向上 >

- ・ 市民が単に自分の利益ではなく、社会の利益を考えるようになって行くべきだ
- ・ 市民の意識をどのように高めらるかということかもしれない
- ・ 少なくとも個人の要求をそのまま行政が直受け入れるという形式が市民参画ではない。

< その他 >

- ・ 「市政」に参画する条例なのか「まちづくり」に参画する条例なのか
- ・ この条例の制定は果たして意味があるのか。何の意味があるのか。
- ・ 条例がなくてもうまくやっている市はある。
- ・ 誰のための条例なのか、市民の為か行政の為かを考える必要がある
- ・ イメージとして他市でいう男女協働参画条例を進めたものが、下関市の市民参画条例ではないか
- ・ 参画条例が利益団体を代弁する場であってはならない
- ・ 本来は市民からの要請があって、このような条例を作成するのであろうが、下関の場合は、行政から市民へ呼びかけて作るということになっている
- ・ 参画条例をなぜ作らなければならないかという議論が必要である
- ・ 他市がやるから下関もやるということではいけない
- ・ 市民参加により施設を動かしてきた例があり、条例が必要かどうかを考えなければならぬのではないかと

(3) 2つの手法について

- ・ 2つの整理は良いと思われる。分けて考えるべきだ。
- ・ どちらかにかたよるような条例にならないように2つのバランスについて考えていきましょう
- ・ とすれば市民活動支援条例を考えてしまうが、発言者の立場を考えれば仕方がない部分もある。バランスが必要である。
- ・ 少なくとも2本の骨組みは今日できた

5. 条例に対して

(1) 条例策定方法について

- ・ 今後の進め方をよく考えなければならない
- ・ 民度が低いという議論より、住民によるリサイクルプラザの運営のような実例と条例がどのような関わるかということのほうがわかりやすいのではないかと。その他実例としては、発憤の会がある。(商店街とあるかポートの結びつきについて提案してもらい、それを話し合う等)、これらの事象に参画条例がどのように裏づけできるかということではないか
- ・ リサイクルプラザのような大きな問題は知らない人にはわかりにくいのが現状であり、個々のことを議論してもしかたがないのではないかと

< 広報 >

- ・ 条例を作成していくことを広くアピールすべきである

< 意見 >

- ・ 意見はよいが、市にどのような提案をすればそれが実現できるかまでを提案して

欲しい

- ・ 条例でどのような条文にすればよいかという提案をしてほしい

<話し合い等の方法>

- ・ ワークショップをした方がよいのではないか
- ・ フォーラムで広く市民からの声を聞くことができるであろう。
- ・ テーマごとに分画会を実施したらどうか
- ・ 他の団体や NPO、関心のある人、行政職員などを集めてワークショップをやったらどうか

<方法等>

- ・ 条例を作る上で現在の問題点やイメージをはっきりさせた方がよい
- ・ 「参画条例」とは何なのかという骨子を作らなければならない
- ・ 骨子は審議会がつくり、その上で行政の知恵を借りるべきである
- ・ 日々の活動の中のことや、聞いた話や情報を話し合っていけばよいのではないのだろうか
- ・ 山口県が県民活動支援条例を策定中であるが、下関市は山口県の中にあるのでふまえなければならない
- ・ 第4次総合計画で市民活動については明記してあるのでそれをふまえなければならない

(2) 期間について

- ・ 他市は時間をかけて審議しているが、下関市は1年でやっている。これで良いのでしょうか
- ・ 条例を作るには期間が短すぎるのではないか
- ・ 時間が短いという意見もあるが、条例を実施することで、市としては一歩進めたいと思っているのではないか
- ・ 市民参画条例の審議期間は短く、この中でどんな条例を作ることができるのだろうか

(3) その他

<事務局が示した4つの柱について>

- ・ 4つの柱は決定事項ではなく、4つの柱についても今後議論を行う必要がある。

4つの柱

- 市民活動の促進
- 既存施策の整理
- 情報公開
- 審議会の公募努力規定

< 議会 >

- ・ 議会との関係が難しい（神戸市が参考になると思われる）
- ・ 参決までやるのは困難だと思われる。そこまで行くのであれば議会が心配するであろう
- ・ 市長も議会も市民から白紙委任されているということではなく、市民がチェックしていくということではないか
- ・ 議員や議会との関係も考えなければならないのではないか